

エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) の一部を改正する法律について

平成30年9月27日

資源エネルギー庁

改正省エネ法改正の概要

第196回通常国会において、国会での審議を経て、衆議院・参議院ともに全会一致で可決。6月6日に成立、6月13日に公布（平成30年法律第45号）。年内の施行に向けて関係法令の整備を進めているところ。

1. 連携省エネルギー計画の認定制度の創設

「連携省エネルギー計画」の認定を受けた事業者は、連携省エネ取組による省エネ量を計画に参加する事業者間で分配して報告できる。
(工場等設置者、荷主、貨客輸送事業者)

2. 認定管理統括事業者制度の創設

企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等（認定管理統括事業者）による定期報告等の義務の一体的な履行を認める。
(工場等設置者、荷主、貨客輸送事業者)

3. 荷主の定義の見直し

貨物の所有権を問わず、契約などで輸送の方法等を決定する事業者を荷主とする。

4. 準荷主の位置づけ

荷主が決定した輸送方法等の下で到着日時等を指示できる貨物の荷受側の事業者を新たに「準荷主」と位置づけ、貨物輸送の省エネへの協力を求める。

5. 中長期計画の提出頻度の軽減

省エネ取組の優良事業者を対象に「中長期計画」の提出頻度を軽減する。
(工場等設置者、荷主、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、貨客輸送事業者)

6. エネルギー管理士免状交付事務の外部委託

エネルギー管理士の免状交付事務を指定試験機関に委託できるようにする。

今後のスケジュール

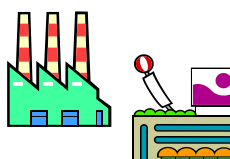


※ 2018年9月27日現在の予定
ただし、今後の作業の進捗に応じて変更の可能性あり

	2018年						2019年				2020年					
	6月	7月	...	10月	11月	12月	...	6月	7月	4月	5月	6月	...	
改正法 及び 関係法令	★ (6/13) 法律公布						● 施行 ※公布から6月を 超えない範囲									
連携省エネルギー 計画の認定制度	● 準備行為（申請） ※省令等公布後						● 認定						★ (6末) 運輸・荷主 ★ (7末) 工場等 複数事業者が省エネ量を分配して定期報告が可能に（2019年度～）			
認定管理統括 事業者の認定制度	● 準備行為（申請） ※省令公布後						● 認定						★ (6末) 運輸・荷主 ★ (7末) 工場等 認定管理統括事業者が、管理関係事業者分の 省エネ法の定期報告等も可能に（2019年度～）			
中長期計画の 提出頻度軽減	●						★ (6末) 運輸・荷主 ★ (7末) 工場等						省エネ取組の優良事業者に限って 中長期計画の提出頻度を軽減（2019年度～）			
荷主の定義見直し 準荷主の創設	●						●						● 特定荷主に指定			
（改正法に基づく 新たな荷主） 貨物の輸送量 届出書の提出等	●						●						★ (4/1) 適用 ★ (4末) 届出期限 ★ (6末) 定期報告等 ※3,000万トンキロ超の場合			

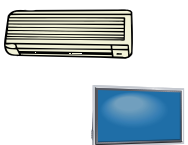
(参考) エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) の概要

- 工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準（設備管理の基準やエネルギー消費効率改善の目標（年1%）等）を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行う。
- 特定エネルギー消費機器等（自動車・家電製品等）の製造事業者等^注に対し、機器のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行う。注）生産量等が一定以上の者

エネルギー使用者への直接規制

	工場・事業場	運輸	
努力義務の対象者	<p>工場等の設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 	<p>貨物/旅客輸送事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 	<p>荷主（自らの貨物を輸送業者に輸送させる者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 
報告義務等対象者	<p>特定事業者・特定連鎖化事業者 （エネルギー使用量1,500kl/年以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理者等の選任義務 中長期計画の提出義務 エネルギー使用状況等の定期報告義務 	<p>特定貨物/旅客輸送事業者 （保有車両トラック200台以上等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の提出義務 エネルギー使用状況等の定期報告義務 	<p>特定荷主 （年間輸送量3,000万トン以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の提出義務 委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制

<p>特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度）</p> <p>製造事業者等（生産量等が一定以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める 	<p>一般消費者への情報提供</p> <p>家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者への情報提供（努力義務）
--	--